



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 告示

53	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 （環境管理課）..... 1
54	瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 （ " ）..... 3
*55	平成23年和歌山県告示第353号（和歌山県立わかやま館における行政財産の使用料及び普通財産の賃貸料の徴収事務の委託）の廃止 （商工観光労働総務課）..... 5
56	大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要 （商工振興課）..... 5
57	有田川土地改良区の役員の退任 （農業農村整備課）..... 6
58	日高川土地改良区の定款変更の認可 （ " ）..... 6
59	保安林の指定施業要件変更予定 （森林整備課）..... 6
60	〃 （ " ）..... 6
61	〃 （ " ）..... 7
62	〃 （ " ）..... 7
63	〃 （ " ）..... 8
64	〃 （ " ）..... 8
65	保安林の指定施業要件の変更 （ " ）..... 8
66	〃 （ " ）..... 9
67	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 （ " ）..... 9
68	〃 （ " ）..... 9
69	道路の区域変更 （道路保全課）..... 10
70	道路の供用開始 （ " ）..... 10
71	都市計画事業の認可 （道路建設課）..... 10
72	〃 （ " ）..... 11

告 示

和歌山県告示第53号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市南汀丁8番地

氏名又は名称 セイカ株式会社 代表取締役社長 竹田純久

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県海南市藤白758-73

名称 セイカ株式会社 海南工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年1月21日から同年2月10日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市くらし部環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
第46号ニ SK-D (956)	1	ガス処理能力 20Nm ³ /分	許可後	24時間	通常	20	7.0	627	300	2	-	-	-	-
					最大	25	7.0	627	300	3	-	-	-	-
第46号ロ SK-L (111)	1	容量6.4m ³	許可後	24時間	通常	12	9-12	3,000	3,000	5	10	<0.001	<0.5	0
					最大	12	9-12	5,000	5,000	10	10	<0.001	<0.5	3,000
第46号ロ SK-B (210)	1	容量0.61m ³ ろ過面積7m ²	許可後	22時間	通常	153	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	153	-	-	-	-	-	-	-	-
第46号ロ SK-B (305C)	1	容量600L	許可後	24時間	通常	87	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	87	-	-	-	-	-	-	-	-
第46号ロ SK-B (305D)	1	容量600L	許可後	24時間	通常	87	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	87	-	-	-	-	-	-	-	-

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
						区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	
																	処理前
排水処理施設	SS、ゴムライニング、ろ過器、樹脂貯槽	W51.9 × L125 × H11.9	3,400	中和、固液分離、エアリング、活性炭処理、ろ過、活性汚泥処理、凝集沈殿処理、微生物固定化担体処理	許可後	通常	処理前	1,454	13	60	180	66.5	60	20	<0.5	<3,000	15
							処理後	2,480	6.0-8.0	<40	6	5	20	0.2	<0.5	<3,000	<2.5
						最大	処理前	1,644	13	60	200	79.1	100	40	<0.5	<3,000	15
							処理後	2,670	6.0-8.0	<60	10	8	30	2	<0.5	<3,000	5

別表3

排水口名	区分	排水水の量及び汚染状態									
		汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)
No. 1排水口	通常	3,210	6.0-8.0	<40	6.1	5	16.7	0.26	<0.5	<3,000	<2.5
	最大	3,420	6.0-8.0	<60	10.2	8	24.9	2.04	<0.5	<3,000	5

和歌山県告示第54号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県和歌山市南汀丁8番地
氏名又は名称 セイカ株式会社 代表取締役社長 竹田純久
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県海南市藤白758-73
名称 セイカ株式会社 海南工場
- (3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年1月21日から同年2月10日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市くらし部環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
第46号ニ SK-D (954)	1	ガス処理能力 30N ³ /分	許可後	24時間	通常	20	7.0	627	300	2	-	-	-	-
					最大	28	7.0	627	300	3	-	-	-	-
第46号ロ SK-B (743)	1	容量0.482m ³ の過面積39.6m ²	許可後	24時間	通常	78	7-8	-	8	8	3	1	<0.5	0
					最大	78	7-8	-	10	10	5	2	<0.5	3,000

別表2

種類及び構造形式	主要寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	ダイオキシソキシソ類 (pg-TEQ/L)	
排水処理施設	SS、ゴムライニング、ろ過ろ過器、樹脂貯槽	W51.9 × L125 × H11.9	中和、固液分離、エアリング、活性炭処理、ろ過、活性汚泥処理、凝集沈殿処理、微生物固定化担体処理	許可後	通常	処理前	1,454	13	60	180	66.5	60	20	<0.5	<3,000	15
						処理後	2,480	6.0-8.0	<40	6	5	20	0.2	<0.5	<3,000	<2.5
					最大	処理前	1,644	13	60	200	79.1	100	40	<0.5	<3,000	15
						処理後	2,670	6.0-8.0	<60	10	8	30	2	<0.5	<3,000	5

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態										
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	ダイオ キシ ン類 (pg-TEQ /L)
No. 1排水口	通常	3,210	6.0-8.0	<40	6.1	5	16.7	0.26	<0.5	<3,000	<2.5
	最大	3,420	6.0-8.0	<60	10.2	8	24.9	2.04	<0.5	<3,000	5

和歌山県告示第55号

平成23年和歌山県告示第353号（和歌山県立わかやま館における行政財産の使用料及び普通財産の賃貸料の徴収事務の委託）は、廃止する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第56号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コメリパワー新宮店、業務スーパー&産直市場よってって新宮店
和歌山県新宮市佐野字久保771番1ほか

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第776号

3 意見の概要

- (1) 騒音・振動防止対策及び周辺環境への適正な配慮をすること。
- (2) 排出される廃棄物等に係る保管、運搬処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮をすること。
- (3) 廃棄物等の処理等について、廃棄物等に関する法令、市条例及び関連施策の趣旨、内容を十分考慮して適切に対応すること。
- (4) 一般廃棄物の運搬業者の決定に当たっては、関係法令等に配慮しつつ、適切な処理が確保されるように適切な業者の選定を行うこと。
- (5) 事業開始後、当該店舗への来客の自動車等により、周辺市道の交通量がこれまでと比して、大幅に増加し、混雑が予想されるため、駐車場の出入口等来客の誘導又は交通安全上必要である箇所については、適切な措置を講じること。
- (6) 歩行者の通行に関しては交通安全上の措置を適切に講じること。また、農道についても同様の措置を講じること。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）
新宮市企画政策部商工観光課（新宮市春日1番1号）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年1月21日から同年2月21日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（令和3年11月25日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	采女博行	有田郡有田川町大字市場134番地

和歌山県告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、日高川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第59号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第60号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第61号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第62号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第63号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第64号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第66号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第67号

令和3年和歌山県告示第1264号（以下「告示第1264号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

西鳥貞子

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1264号のとおり

和歌山県告示第68号

令和3年和歌山県告示第1265号（以下「告示第1265号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

久保康浩
久保伊右エ門
沖光子

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1265号のとおり

和歌山県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市園部字下處1291番22地先から同市小豆島字堤添257番1地先まで	旧	5.00 } 7.00	3,880.00	
同上	新	5.00 } 7.00	3,880.00	

和歌山県告示第70号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 和歌山市園部字下處1291番22地先から同市小豆島字堤添257番1地先まで

供用開始の期日 令和4年1月21日

和歌山県告示第71号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
橋本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
橋本都市計画道路事業3・4・18号山内垂井線
- 3 事業施行期間
令和4年1月21日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
和歌山県橋本市隅田町山内字菖蒲及び真土字中畑地内
使用の部分
なし

和歌山県告示第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年1月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
橋本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
橋本都市計画道路事業3・4・15号小峰台垂井線
- 3 事業施行期間
令和4年1月21日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
和歌山県橋本市隅田町山内字東山、字大谷及び字菖蒲並びに平野字西山及び字菖蒲谷並びに垂井字池ノ内地内
使用の部分
なし